

時の話題

**木材産業関連11 団体が「内需の柱として  
の住宅・林業・木材関連産業政策の提案」  
要望書を政策与党へ提出**  
22項目に亘り政策実施を提言

この程、▽日本木造住宅耐震補強事業者協同組合・小野秀男理事長、▽全国建具組合連合会・小松俊悦会長、▽(一社)日本家具産業振興会・加藤知成会長、▽東京都家具工業組合・山口貞雄理事長、▽日本合板工業組合連合会・井上篤博会長、▽日本合板商業組合・足立建一郎理事長、▽日本繊維板工業会・澤木良次会長、▽全国天然木化粧合板工業協同組合連合会・松尾和俊会長、▽全日本木工機械商業組合・桑原征人理事長、▽日本機械・鋸刃物工業会・渡邊将人理事長、▽日本木工機械協同組合・原口博光理事長の、木材産業関連11団体連名による「内需の柱としての住宅・林業・木材関連産業政策の提案」に関する要望書が、

武部新来議院議員、▽自民党観光立国調査会長・山本幸三衆議院議員へ提出され、また11月17日には公明党幹事長代行で党税制調査会長の斉藤鉄夫衆議院議員にも追加提出された。

長年に亘り、要望書活動の陣頭に立つて来た原口博光氏(日新興産(株)社長)は、平成27年10月8日午後4時から機械振興会館(東京都港区芝公園3)で、日本合板工業組合連合会、日本合板商業組合、日本繊維板工業会、日本木工機械協同組合合同の記者発表を行ない、今回の要望書の内容を明らかにした。

こうした継続的な要望活動は徐々に効力を発揮されて様々な施策・措置に反映している。既に、日本木工機械協同組合の理事長職を退任した原口氏ではあるが、これまで築いた要望活動に対する実績から、木材産業の各界並びに与党自民

党、公明党からの強い後援により、今後はより強く木材産業界に貢献できる活動を新たに進めたいと準備をはかっている。さて、今回の要望書の中身を具体的に見て行こう。

**内需の柱としての「住宅・林業・木材関連産業政策の提案」**

私たちは日本人は、古事記や日本書紀の時代から、木材に慣れ親しみ、木材を熟知し、その巧みな利用によって独特の木の文化を築いてきた。現在もおお、戸建住宅のおよそ9割が木造であるように、日本人にとって木材は掛け替えない重要な材料である。木材の断熱性、保水性、調質など、私たちの生理や情緒に作用する木材のアメニティ性能、建築部材や家具用材として用いる場合の強度や機能性などのフロンティア性能は、科学的に明らかにされている。加えて、最近では、木材利用による地球環境貢献が注目されている。

私たちは、地球温暖化対策として、大気中の二酸化炭素(≪気体の炭素)を減らそうと努力している。木材中には個体の炭素が多く含まれているので、木造住宅や木製家具などは、個体の炭素を増やす(≪気体の炭素を減らす)ことに貢献できる。すなわち、木材を多用するだけで地球温暖化対策となる(木材利用の炭素貯蔵効果)。また、木材は、他材料と比較して、加工に必要なエネルギーが少なくないので、木造建築を選択することによって、鉄骨プレハブ造、鉄筋コンクリート造と比較して、建設に伴う二酸化炭素排出量を飛躍的に削減することができ(木材利用の省エネルギー効果)。さらに、廃棄される木材や未利用木材を燃

料とすることによって化石燃料を代替し、二酸化炭素排出削減に貢献できる(木材利用のエネルギー代替効果)。

日本の森林に目を向けると、戦後、植林した人工林が成熟しており、国内の森林資源を有効活用するべき時代となっている。一方、若樹林が少ないことから、数十年後には利用適齢樹木の枯渇が懸念されており、将来の資源セキュリティを確保するためにも植林を継続することが重要となっている。植林するための土地を確保するためにも、いま、成熟した人工林を伐採し有効活用することが必須となっている。これまでは「伐ったら植える」をキャッチフレーズに「森林保護と木材利用の両立」を図ってきたが、これからの林業では「植えるために伐る」ことが重要となり、そのための政策が必要と考えられる。

1955年頃まで、約100%であった木材自給率は国産材の供給減少と輸入材の利用増加によって低下を続け、2002年には、過去最低の18.2%を記録した。その後、2013年には28.6%まで回復している。1960-1970年代に多く建設された公共建築物は、戦後の木材利用抑制政策によって、ほとんど鉄筋コンクリートや鉄骨造で建設されており、その木造率は10%以下である。現在それらの建物が建替期を迎えており、2010年に施工された「木材利用促進法」によって、木材に移行すれば多くの木材需要が生まれる。

先進諸国の木材自給率は、スウェーデン139%、フィンランド126%、オーストリア94%、米国86%など、100%に近い水準を維持している。日本では、森林・林業再生プランにおいて2020年の木材自給率50%を目指しているが、資源セキュリティの観点から、森林資



▲要望活動を先導する原口博光氏





▲太田昭宏 国土交通大臣へ要望書を手渡す



▲下村博文 文部科学大臣へ要望書を手渡す

源が成熟した現在に於いては、将来の木  
材自給率100%を目指すべきである。  
地球温暖化防止（CO2排出削減）に  
資するスギ材の木造住宅、公共建築物の  
利用拡大を推進する新たな規格の創  
設が重要である。  
汚染物質が偏西風に乗って、中国、韓  
国から運ばれてくる現状から、スギ材の  
一層の活用が望まれる。  
森林吸収源対策として、森林整備・保  
全の推進が必要である。  
木材産業としては、地球温暖化防止（C  
O2排出削減）を進めていく上で、炭素  
固定に資する木材利用を推進するための  
助成制度の創設を要望する。  
健全な森林が健全な河川を維持し、豊  
穡の海を育んでおり、このリサイクルが  
日本の直面しているCO2排出削減と食  
の安全・自給率向上に貢献する事になる。  
政府主導の産業政策（住宅、農業、漁  
業、エネルギー）はその国の産業の成長

「諸施策の提言」  
「国土強靱化・地球温暖化防止  
と森林整備について（林野庁）」

力や競争力と雇用に多大なシナジーを齎  
する。日本の森林再生、地域経済の成長、  
地球環境の保護、そして地震や災害から  
国民の安全と健康を守る住環境の充実に  
貢献するため、諸政策の推進に当たって  
は、是非とも合板、繊維板、製材等の日  
本材（地域材）の利用促進を明確に位置  
付けて頂き、我が国林業・木材産業の長  
期的、持続的発展という観点から次葉の  
対策を要望しますので、宜しくご高配の  
程お願い申し上げます。

「国土強靱化」は長期展望を大胆に構  
築し、「日本を強くしなやかに」、「備え  
あれば憂いなし」というスローガンの下、  
防災・減災対策を推進するに当たって、森  
林は林産物の供給以外に水源涵養、土砂  
災害の防止、  
生物多様性の  
維持、保健休  
養の場の提供  
といった多様  
な機能を有し  
ている。  
抜本的にし  
て、強力な「森  
林整備」の実  
行なくして、「  
国土強靱化」  
対策等を促進  
する事も、「地  
球温暖化」を  
防止し、CO2  
固定のための  
重点施策を推  
進する事は不

可能である。「森林吸収量の確保」のた  
めには、伐採や伐採後の再造林を着実に  
行う必要があり、現状では、森林整備を  
はじめとする森林吸収源対策に必要な予  
算措置は不足しており、このままでは第  
2約束期間、さらに将来にわたって必要  
な森林吸収量が確保できないことが危惧  
されているところである。  
「森林吸収源対策等の財源の確保」に  
ついては、平成27年度与党税制改正大綱  
や政府の骨大方針において、「財政面で  
の対応、森林整備等に要する費用を国民  
全体で負担する措置等、新たな仕組みの  
導入に関し、（中略）COP21に向けた  
2020年以降の温室効果ガス削減目  
標の設定までに具体的な姿について結論  
を得る」とされており、今年が長年に渡つ  
て要望してきた財源・確保に決着をつけ  
る年である。  
つきましては、以下の実現を要望する。

1. 特段に、平成27年度森林吸収源対  
策の補正予算大幅増額（林野庁）  
森林整備事業の増額や、森林整備に関  
する新たな非公共事業の創設等をはじめ  
とする「森林吸収源対策」に必要な平成  
28年予算（平成27年度補正予算を含む）  
を十分に確保すること。特段に、平成27  
年度補正予算の大幅増額を要求する。
2. 森林環境税（仮称）の創設等に  
よる安定財源の確保（林野庁）  
将来にわたって継続的かつ安定的に対  
策を推進していくため、「地球温暖化対  
策のための税」の使途への森林吸収源対  
策の追加や、国税としての「森林環境税  
（仮称）」の創設などにより、安定財源を  
確保すること。
3. 2020年東京五輪を契機に木材  
需要拡大戦略（文部科学省）  
東京2020年オリンピック・パリリ

① 「日本の伝統的な建築材料である木  
材を多用し…」  
② 「オリンピックピレツジプラザ等の  
仮設建築物には木材を積極的に利用する」  
③ 「日本の文化を感じてもらうため、  
プラザの設計は日本の伝統的な建築様式  
を取り入れ、木材を使用する」  
以上、3箇所に木材の多様を記載して  
いる。  
運営主体、関係者は積極的に木材利用  
を推進していただきたい。  
環境ガイドラインの基本的考え方とし  
て、環境負荷の最小化、自然と共生する都  
市環境計画、スポーツを通じた持続可能な  
社会づくりの3項目が掲げられている。  
地球温暖化対策に木材利用が貢献する  
ことは世界の共通認識であり、以下、4  
項目から明らかである。

- ① 森林整備効果 ② 炭素貯蔵効果 ③ 省  
エネルギー効果 ④ エネルギー代替効果  
東京五輪を世界に発信する「見本市」  
として、スギ、ヒノキ材に代表される日  
本材（ジャパングレード）から生産され  
る木材製品の輸出拡大のステージとする  
こともできる。
4. 木材を主とした生物資源を通じた  
環境教育の提言（文部科学省）  
我が国に於いては、木材が伝統的に利  
用されてきた。近年、地球温暖化による  
気象変動が二酸化炭素（CO2）のよう  
な温室効果ガスに由来することが、科学  
面から明らかになり、その防止が世界的  
課題になっている。このような観点から、  
持続的に生産できる再生可能資源が世界  
的に注目されるようになり、木材を含む  
植物は光合成の生産物であり、大気中の  
CO2と水から生産されるので、燃焼に





▲石田祝稔 公明党農林水産部会会長、林業振興議員懇話会会長へ要望書を手渡す



▲原田義昭 自民党競争政策調査会長へ要望書を手渡す

うことに繋がると  
確信する。

5. 日本材合板、  
繊維板の需要拡大  
2020年東京  
五輪施設建設に当  
たつて（国土交通  
省、林野庁、文部  
科学省）

2020年に開  
催される東京オリ  
ンピック・パラリ  
ンピックの施設建  
設に当たり、森林  
認証や合法木材認  
定の国産材合板、  
木質ボードを使用  
すること。

東京五輪の関係  
施設等に「木材」を多く使用することに  
なっているが、木質ボードも同様に木材・  
木質材料として位置づけて頂きたい。

木質ボードの原材料の60%近くは、建  
設発生木材チップを利用している。

建設発生木材については、少なくとも  
国内で30年以上に亘り木造住宅等の柱・  
梁等に使用されていたものが、チップ化  
され、再び建築資材等として木材カス  
ケード利用に繋がる。同時に「認証材を  
利用」という制約も検討されているが、

上記の通り、木質ボードについては、カ  
スケード利用の点から、認証を得ること  
が難しいので、「JIS認証」やグリー  
ン購入法における判断基準等での代替提  
案を求める。

住宅の壁・床・屋根等の構造用部材は  
もとより、学校等公共建築物、コンクリー  
ト型枠、フロアー台板、選挙用ポスター  
掲示板、土木用敷板等に、積極的に日本

材合板、繊維板が使用されるよう、国、  
地方公共団体関連団体、業界等を対象と  
した需要拡大のための施策実施。

6. 日本材原木のカスケード利用の推  
進（経済産業省、林野庁）

木材をマテリアルとして活用している  
産業は、市場規模22兆円、従業員71万人  
程度になると推測される。

合板・繊維板業界、家具・建具業界、  
紙加工業界、更に関連する業界として、  
住宅産業界、木工機械業界等関連業界の  
広がりも大きいものがある。

平成21年に成立した「バイオマス活用  
促進基本法」では、第八条に「バイオマ  
スの活用の推進は、まずバイオマスが製  
品の原材料として利用され、最終的にエ  
ネルギーとして利用されるなど」とマ  
テリアル利用の優位性を明示している。

木質バイオマス発電のための「固定価  
格買取制度」の推進に当たっては、原木  
はまず合板、繊維板、家具、建具等の木  
材製品として利用され、パーティクル  
ボード等への再利用を経て、最終的に燃  
焼されて熱源や発電用に利用されている  
という「カスケード利用」が確保される  
ことである。

FIT制度における木質バイオマス発  
電用のチップ原料は、「未利用木材」に  
特化すべきである。

平成27年には多くのバイオマス発電設  
備の稼働が計画されており、このまま  
は建設発生木材チップの高騰、調達の変  
動など当業界への悪影響が現実となるこ  
とを危惧している。

特に本制度の導入に当たり、「バイオ  
マス燃料について既存産業等に著しい影  
響が無いもの」という追加がされている  
が、現時点では、チップ動向の情報交換  
等の機会も動向ヒアリング等も実施され

ていない。

国、地方公共団体、国産材原木の生産  
者や利用者等をメンバーとする情報交換  
や需要の安定化のためのチェック体制を  
早急に整備すると共に、バイオマス発電  
事業者の選任を厳格化することが必要で  
ある。

7. 木材の需要拡大（林野庁、国土交  
通省）

「森林・林業基本計画」では、平成32  
年までに木材自給率50%を目指してい  
るが、現在我が国の木材需要の70%が輸入  
材である。

合板関係では平成32年までに約500  
万m<sup>3</sup>以上に増大し日本材原木を利用する  
こととなっている。この目標達成のため  
には、日本材合板の需要拡大のため早急  
な取り組みが不可欠である。

8. 消費者（国民）向けの木材製品・  
木材加工製品等の利用拡大に対する補助  
金の実施

「木材利用ポイント事業」の新規復活  
（林野庁）（国土交通省）

木材利用ポイント事業は、平成26年9  
月末日迄に、住宅建設契約ないし工事開  
始を行う住宅建築分を終了した。「木材  
利用ポイント事業」は、消費者（国民）  
に対し、木材利用・消費の重要性をアピ  
ルする絶対的施策であった。国民が製材  
品、合板、繊維材、木材加工製品（壁・床・  
建具・家具等）を積極的に使う意識を向  
上させることが「日本材需要拡大」強い  
ては「地球温暖化防止」の一助となってい  
るという事が肝要となる。

消費者（国民）に対する補助政策で意  
識が定着するまで続けることを要望する。

9. 日本材原木の安定供給（林野庁）

よりエネルギー利用ができCO<sub>2</sub>に戻る  
が、持続的に植林を行えばまたCO<sub>2</sub>  
を固定して育つので循環系を構築でき  
る。

再生資源の主体である森林から得られ  
る木材を主とした生物資源すなわち再生  
可能資源に依存する社会へとライフスタ  
イルを移行して、地球環境を守らなくて  
はいけない。

我が国の教育システムに於いて、生物  
資源の有効性を理解して、人類の生存に  
役立てるための職業や研究等が先入観の  
ない幼児の教育から、新たな教育方法を  
開発する必要がある。木材分野では、教  
育に応用できる科学的業績も蓄積されて  
おり、国家的教育システムの構築ができ  
る。生物資源の教育は新たなライフスタ  
イル観を有する国民を育て、そうした分  
野で活躍する人材を生み出し、あらゆる  
面で有限性を見せている地球と人類を救





▲佐藤英道 農林水産省大臣政務官へ要望書を手渡す



▲武部 新 自民党農林部会副会長へ要望書を手渡す

日本材原木が不足し合板等の木材製品の安定的供給に影響が出る事態も危惧されている。この原因は、①木材製品の需要増大（住宅建設の回復等）、②林業労働力不足（高齢化、他の公共土木事業への流出等）、③治山事業（本数調整伐等の優先）、④気象災害等が挙げられている。合板メーカーの中には、製品の持続的な生産・供給のためには、輸入原木に頼らざるを得なくなると窮状を訴えているところがあり、日本材原木の出材回復のため国有林、民有林ともに早急な対策の実施。

10. 住宅の耐震・省エネ・機能拡大による高付加価値に対する補助金の拡大（国土交通省）

日本の住宅ストック数は5500万戸と言われているが、いまだ住宅不足時代に建設された住宅が多く、現在及び未来に向けた住宅のストックは少ないのが現

状である。

日本の住宅の質を高めるには、耐震・省エネ・高機能の仕様・設備の付いた住宅に建て替わることが必要である。

このためにも、高機能・優良化された住宅に対する補助金の拡大を行い、取得意欲が高まることを要望する。

11. 空家リニューアルの促進の為、建替条件を付した上で、解体費用の一部補助の実施（国土交通省）

現在、空家が全国で800万戸を超える実態となっている。これらの空家のリニューアルを進めることが、国として、安心、安全な住みよい社会を実現することになる。空家の建替えを促進するため、解体後数年以内に建築する条件を付した上で、解体費用の一部（200万円程度/棟）の補助や固定資産税の数年間の免除を行う措置を要望する。

12. 住宅取得に関する消費税の撤廃（国土交通省）

住宅消費税は据置、将来は廃止（先進諸国並へ）

住宅取得は、個人が高額の資産の取得でいわば一生に一度という高額の投資となる。個人資産形成により国民の生活の安定に寄与するものである。欧米各国では、住宅取得に関しては、消費税の課税が行われていない国は少なく、我が国も住宅取得に関して非課税と

する。

13. 生前贈与、非課税枠を3千万円へ（国土交通省）

「アベノミクス」の三本目の矢である「成長戦略」として、住宅取得資金の生前贈与の非課税枠を3000万円まで広げれば、世界一の金融資産が動き出し、現時のデフレ対策としてもその効果は大なるものがある。

ここに昔の家族の温もりが蘇り、本格的2世帯住宅は居住空間の質の向上を生み、良質な居住環境は適切な家族教育として、お年寄りが子供と接する本来の日本のリズムを生み出す。

住宅取得に限定する事によって、親から子への単なる資産移動としての貯蓄（眠れる資産）を防ぎ、経済を活性化させる事ができる。

14. 新製品開発・技術開発の促進（経済産業省、林野庁）

耐震性、耐久性、省エネ性、耐火性等に優れた合板、繊維板等の開発、及びその活用のための木材加工機械の技術開発整備に関する関連予算や金融支援（無利子、利子助成等）を拡充する。国、地方公共団体合わせて補助率を4分の3とする。

15. 木質バイオマス利用（発電、熱源）の推進

木質バイオマス利用（発電、熱源）の推進に当たっては、燃殻等の処理に多額に費用が係り、また、産業廃棄物の処理場も増設が難しいことから、燃殻等の再利用の技術開発を促進すること。

16. 省エネ基準（新）、低炭素住宅への対応に対する木材利用への優遇措置。（国土交通省）

17. 日本材国産国消（林野庁）

地域材地産地消の概念を「日本材国産国消」という、日本国として地域という境界を越えて、日本材の供給、需要を図り木材加工品を輸出することによって、「日本材国産外商」を目指し、木材自給率50%への道程になる。

木材自給率28%から50%の目標が国ではあれば、空間軸としては、今日迄の名称や概念に固執することなく供給、需要を拡大する目的に沿った方法・手段、並びに時間軸としては、単年度予算から複数年度予算（5年有効）とし、受付期間も撤廃し、常時受付に移行、長期的スパンに基づく、計画的、有機的、実効性ある予算配分を行う。

18. 日本材（スギ材）の枠組壁工法の創設（国土交通省、林野庁）

スギ材を活用した国産枠組壁工法規格の創設  
45mm×105mm（ツーバイ工法）38mm×89mmとし、在来工法の製材加工と一元化し生産効率向上を図る。

19. 木質ボードもHWPで木材と同様の判断基準として取り扱うべきである。

建設発生木材を活用したチップを主原料として木質ボードを生産しているのは、我が国のみであり、HWPで主張しても認知されない。

この点について、上記と同様に木材のカスケード利用、長期にわたる炭素固定という面から判断頂きたい。

20. 環境配慮木造住宅部材加工の効率的な製造設備の整備・廃棄・新設への助成制度の創設（経済産業省、林野庁）

耐震・耐火・耐久・防災・安全の長期





▲谷 明人 経産省技術総括審議官へ要望書を手渡す

優良住宅の建設促進のため、木造枠組壁工法部材加工工場（コンボート工場）及び軸組工法（在来工法のプレカット工場）の製造設備の整備・新設等（等）には、設備廃棄を含む）に対する新たな助成制度を創設する。

CO<sub>2</sub>排出25%削減の達成と内需拡大による雇用創出を国是とするのであるが、長期優良住宅・建物の振興を図るに当って、日本材、輸入材に関わらず、その基盤整備として、木材産業の国内製造・加工設備機械の一層のコンピュータ化を推進し、製造・加工の国内回帰を図る内需拡大策の抜本的取組が不可欠である。また、そのための既存設備の廃棄のための補助制度も不可欠である。

○枠組壁工法・軸組工法の部材加工機械補助率を1/2とする。

21. 競争力強化策として、木材産業の設備投資を支援する補助金並びに設備資

### 金の画期的低利融資の実施。

「生産性向上設備投資促進税制」（平成26年1月20日～平成28年3月末日まで）の延長並びに助成の一層の充実。（経済産業省）

1995年以降日銀のデフレ志向金融政策によって、日本経済はデフレ・円高・不況・空洞化といった諸悪で輸出や生産が激減し、企業収益の悪化に陥った。デフレが20年近く続いて、日本の経済成長を阻害してしまった。

円の過大評価が輸出企業、製造業を荒廃させた。

「アベノミクス」によって、日本停滞の原因が金融政策や為替政策の失敗であった事が証明されつつある。

但し、「成長戦略」が従来にない誘発効果が高い施策でなければ消費税引上げに伴う反動減を緩和することは出来ない。

アベノミクスの「金融」「財政」の2つの矢の後の2014年4月の消費税増税の影響で第2、第3四半期のGDPはマイナスを記録した。

「成長戦略」の目的は「民間設備投資」「規制緩和」「技術革新」「自由貿易の促進」「実法人税率引き下げ」等の「構造改革」を行ない、日本全体の生産能力を引き上げる、中・長期的視野に立った政策である。その原動力は民間企業に依る生産性向上への努力である。マネーサプライが増えて市場全体に広く行きわたることになり人々の需要（消費と投資）を喚起して、景気が上向く。しかしながら、消費の実働は貸金業法1/3規制（先進国で例を見ない悪法）で、約17兆円が市場から締め出されている。

「アベノミクス」が日本経済のみならず世界経済の繁栄にとって重要な位置付となるには先進国並みの「住宅消費税」

や「食料品」の軽減税率の導入が必要である。

時代が大きく改革する時、歴史が証明する如く、トップダウンのみが事を達成できる。

すなわち、帳尻合わせの「税制調査会」ではなく、歴史的「アベノミクス」を提唱推進した安倍首相の政治決断である。設備投資の「即時償却や税額控除」は黒字企業を対象としたものであり、その効果は極めて限定的で「成長戦略」とはいえない。

事業所比率99・7%、従業員比率70%の中小企業が研究、開発、生産する基盤に対する融資制度、中小企業が育んだ「無形の資産」はキャッシュフローで評価できない。

そうした大半の日本独自企業群によって日本経済の基盤は構成されている。

すなわち、中小企業の70%は対象にならないことになる。

設備投資の大胆な活性化により、賃金上昇と雇用増大を図ることが重要である。

「生産性向上設備投資促進税制」（平成26年1月20日～平成28年3月末日まで）の延長並びに助成の一層の充実。

木材産業に於ける設備投資への補助金並びに低利融資

- 対象設備…少人数、生産効率向上に資するもの工業団体等の証明書付設備
- 対象設備補助金…50%
- 対象設備資金融資金利…無利子融資、利子助成等
- 据置期間…2年
- 融資期間…10年以内（据置期間含）
- 申請有効期限…3年間の時限立法

### 22. 展示会への補助制度の創設

（経済産業省、林野庁）  
地球温暖化防止（CO<sub>2</sub>排出削減）を

進めていく上で、炭素固定に資する木材利用を推進するための展示会主催者に対する補助金の創設。

戦後の非木材化路線を大きく転換して「公共建築物等木材利用促進法」を制定している。

同法は「低層の公共建築物は原則全て木材化を図る」とし、また「高層・低層に関わらず人の目に触れる機会の多い部分の内装や設備も木質化を推進する」とこと謳っている。

これは木材の需要拡大を目指すと共に木材利用への国民の意識向上を狙ったもので、ひいては国産木材資源の利用拡大や森林の整備、林業の再生を念頭に置いている。

こうした状況の中で木材加工の新しい技術や設備に対する要求はより高まっていくと思われる。

現在、東京および名古屋で開催されている各木工機械展示会は独自に、学会との協力体制の強化、日本材の利用拡大を目指す勉強会との連絡や情報発信等を通じて木工機械展の目指すべき道筋を探っている。

国として、木材の利用促進の方向が示された以上、木材の需要拡大を目指して行く為には、木材加工に関する各方面の新しい技術に対する知識・対応力の向上や、木材利用知識の一般市民への啓蒙が不可欠であり、社会の窓としての木工機械展示会は重要である。

木の利用、加工に関する勉強の総合展として、産・学・官が一体と成って木工機械展示会を健全に発展させていく上で国の助成が必要である。

以上、22項目について、ご検討の上、是非実現されん事を要望する。

以上